

「わかやま紀州館mini」登録要綱

1 目的

この要綱は、和歌山県産品等の情報発信拠点（常設ミニアンテナショップ）として、和歌山県外に「わかやま紀州館mini」を設置することにより、和歌山県産品のPRと販売促進に寄与することを目的とする。

2 名称

本要綱において、「わかやま紀州館mini」とは、和歌山県外において和歌山県産品のPRと販売促進を行う施設で、以下の要件を満たすものをいう。

- (1) 和歌山県外に設置された常設の店舗（インターネットショップ除く）で、当該店舗内に和歌山県産品を販売する専用スペースがあること。
- (2) 当該専用スペースにおいて、3事業者10品目以上の和歌山県産品を販売していること。
なお、当該要綱において和歌山県産品とは、わかやま紀州館有楽町店の取扱商品に準じるものをいう。
- (3) 和歌山県産品のお取り寄せ機能を有していること。
- (4) 和歌山県のアンテナショップとしてふさわしく、誠実な販売に努めていること。

3 登録申請

「わかやま紀州館mini」の名称を使用しようとする者は、以下の書類を和歌山県知事（以下「知事」という。）に申請するものとする。

- (1) 「わかやま紀州館mini」登録申請書（様式1）
- (2) 店舗所在図
- (3) 販売設置箇所の分かる図面（店舗平面図等）
- (4) 販売する県産品のリスト
- (5) 誓約書（様式2）

4 登録・取消

- (1) 知事は、申請内容を審査のうえ、名称の使用を認める場合には、申請者に「わかやま紀州館mini」（様式3）の登録書を交付するものとする。
- (2) 登録期間は、登録した日から3年間とする。登録期間満了後も引き続き「わかやま紀州館mini」の名称の使用を行う場合は、登録期間満了の3ヶ月前から登録申請を行うことができる。
- (3) 知事は、「わかやま紀州館mini」の登録を受けた者（以下「登録者」という。）から期間満了前に登録取消申請書（様式4）の提出があったとき、当該店舗における設置が要件を満たさなくなったとき、又は「わかやま紀州館mini」としてふさわしくないと認められたときは、その登録を取り消すことができる。

5 県からの支援

登録者は、県から以下の支援を受けることができる。

- (1) ホームページなど和歌山県の広報媒体による紹介
- (2) ポスター、卓上幟、台巻き等の販売促進物品の貸与
- (3) 県産品の情報提供や生産者の紹介等

6 登録者の義務等

- (1) 登録者は、関係法規を遵守するとともに、県又は「わかやま紀州館mini」の信用を損なうことのないようにしなければならない。
- (2) 登録者は、「わかやま紀州館mini」の名称、ロゴ等を第三者に使用させてはならない。
- (3) 販売行為等に関する事故、苦情等が発生した場合は、登録者が責任を持って必要な措置を講じるものとし、和歌山県及びわかやま紀州館は、一切その責任を負わないものとする。

この要綱は平成30年10月10日から施行する。